

議会改革への提案

新しい議会が始まり、各会派と無所属議員から今期の議会改革のための提案が出され、議論が始まった。私は地方分権時代の議会の果たすべき役割を明記した「議会基本条例」の制定、市民自治の基本としての情報公開、より良い民意の反映のための議論の活性化などを中心に 3 5 項目の改善要求を提出。以下はその主だったもの。詳しくはクボアツコHPを参照。

議会の情報公開

- 分権時代の自治にふさわしい、市民に開かれた議会をめざして-
- ・土曜・日曜・夜間議会・出前議会を開催する
- ・本会議の質疑は一括質問・一括答弁から、一問一答へ変える
- ・「議会のしおり」(仮称)を作り、配布するなど
- ・ケーブルテレビ(ポテト)で放映する
- ・インターネット配信を各委員会まで拡大する
- ・議長、副議長選挙は立候補制を導入する
- ・委員会視察の報告会を開催



議論の活性化

- 活発な議論による合議制の元での、より良い民意の反映をめざして-
- ・常任委員会の活性化(所管事務の積極的な調査など)
- ・全議員協議会の積極的活用
- ・理事者の反問権を認める

その他

1. 議会基本条例の制定
2. 議会改革のための市民を入れた公開の諮問機関の設置
3. 議会経費の削減(ファックス通知など)

あっこのひとり言

大会派からは、会派制の徹底や発言時間の割り当てなど少数会派や無所属の発言を封じようとする提案が出た。今までほとんど質疑しなかった会派までが「無所属が毎回質疑し、大会派は我慢するので不公平だ」と言い出す始末。質疑しなかったのは、我慢していたのではなく、やる気や力量がないからでは?と問い返したくなる。

《一般質問》 機構改革

市は、平成 18 年度 4 月からスタートした「第 7 次総合計画」の推進のための機構改革を目指していたが、市長選挙で事実上中断していた。この度の機構改革の素案が示され 7 月中旬には方向性を決め、第 3 定例会に条例改正案を提出予定と聞き方向が決まり条例案が提出された後では遅いと考え、一般質問で取り上げた。当初は、今回の機構改革が本当に総合計画推進のための機構改革となっているのかなどをチェックしようと考え調べたが、素案決定までの議論不足と素案から成案まで時間が短く、職員一人一人の検討や議論不足を指摘し、

市長から「時間にとらわれず、庁内で十分な議論を尽くしたい」という答弁を引き出した。

職員一人一人が総合計画の推進や市民の利用しやすい組織のあり方について工夫検討することで、市役所改革についての職員意識の高揚を図っていくべき。今後は総合計画推進のための機構改革となっているのかどうかをしっかりとチェックをしていきたい。

チェックポイント 1 - 行財政改革推進体制の強化

「行財政改革をより推進するためには、市長がリーダーシップを発揮でき、全庁へ職権が及ぶ組織を設置すべき。行財政担当副市長の任命や市長直轄の組織の設置は不可欠。組織には明確なミッションと数値目標を与え、民間からの登用も視野に入れるほか庁内公募を行うなど積極的な人選も重要。市長の行財政改革に対する決意が問われている。市町の決断を求めて、これからも提言していきたい。

第 2 定例会終了!(6 月 21 日~7 月 5 日)

市長退職金の減額条例、ばんえい競馬清算のための補正予算(4 億 9533 万 2 千円)、財産の取得(高機能消防指令センター装置と発信表示システム装置)など議案 20 件を審議議決し終了した。久保は、大綱質疑で市長の退職金の減額については、本市の財政状況を考慮して減額するというのなら、市長としてリーダーシップを発揮し行財政改革にもっと積極的に取り組むべきと指摘した。(詳しくは市議会HP...参照のこと)

久保あつこの一般質問(2007.6.21)

旭川市職員の法令遵守の推進等に関する条例(仮称)-コンプライアンス条例-

市は、職員などからの口利きを防止することで公正な職務の遂行を確保し、公平・公正・透明な市政を確立するために「コンプライアンス条例」を策定中であることから、抑止力のある実効性の高い条例とするためのポイントを押え、指摘することで、かなりの実効性のある条例へと向かわせることができた。今後も第 3 定例会に提案される予定の条例成案を注視していきたい。

公益通報(内部告発)しやすい環境と抑止力を担保

久保 公益通報した職員が不利益を被らないように不利益な扱いを行った職員には懲戒処分も。

総務部長 服務指導上の措置を行うことも想定しており懲戒処分もあり得る。

久保 公益通報内容の事実が確認された場合は、違反事業者の実名を公表すべき。

総務部長 事業者名を公表する方向で、今後検討していく。
実名公表は抑止力となる。公表を目指して成案まで注視していきたい

不正要求行為を防ぐために

久保 不当要求は、要望、提言、相談、苦情、依頼などの形でおこなわれることから、全て記録すべきでは。

総務部長 今後、検討する。

久保 不当要求行為の具体例(許認可、入札、人事の公正を妨害する行為など)を示すべき。

総務部長 運用マニュアルにおいて具体例を示す必要があると認識。条例での定義も検討の必要あり。

久保 不当要求行為を行ったものに対する措置については、必ず審査会の意見を聴くべき。

総務部長 必ず審査会の意見を聴くようにする方向で検討する。

久保 運用状況の公表では、全ての事例の概要を示すべき。要求者の実名公表もすべき。

総務部長 実名公表は検討課題。



市民も法令遵守するために

久保 「汚職事件や官製談合」には市民の関与があり、事務事業の不当な変更には議員などの「口利き」がある。これら「市民」の関与を防ぐためにも名称から「職員」を取るべき。
総務部長 条例検討委員会からも同じ意見あり。題名を見直すことも視野に入れている。

~~~~~

### チェックポイント 2 - 事務事業に見合った組織の再編をー

水道事業は上下水道敷設を終わり保守保全が主な業務となり、今後は必然的に事務事業は減少していくにもかかわらず依然として「局」であり 2 部制である。それに引き換え、保健福祉部は少子高齢化社会に対応するために、介護保険事業、次世代育成など事務事業が膨れ上がっているにもかかわらず 1 部制である。少なくともこの二つの組織を事務事業量に合わせて妥当な組織へと改革すべきである。地方自治法の改正により、水道管理者も必置義務でなくなったことから、水道局は更なるスリム化を推進すべきである。

### チェックポイント 3 - 管理職削減による組織のスリム化をー

市は機構改革方針の中で管理職の配置について以下の方針を示した。  
次長(部長の次の役職) - 最小限の配置とし、1 課のみを所掌する次長(現在 35 名)を順次削減する  
主幹(課長の次の役職) - 最小限の配置とし、係長事務取扱(現在 21 名)順次削減する

< 収 入 >

| 費 目    | 摘 要                             | 差引残高      |
|--------|---------------------------------|-----------|
| 議員報酬   | H19年4月~H19年6月分                  | 1,545,000 |
| 期末手当   |                                 | 0         |
| 前期繰り越し | 一般残 ¥629,501 - 政務調査費補てん¥295,778 | 333,723   |
| 雑収入    | 後援会事務所経費・銀行利息                   | 85,500    |
| 収入計    |                                 | 1,964,223 |

< 支 出 >

| 費 目    | 摘 要                  | 差引残高      |
|--------|----------------------|-----------|
| 久保報酬   | H19年4月~H19年6月分       | 300,000   |
| 所得税    | H19年4月~H19年6月分       | 303,900   |
| 共済掛金   | H19年4月~H19年6月分       | 226,200   |
| 議員会費   | H19年4月~H19年6月分       | 6,000     |
| 事務所維持費 | 家賃管理、水光熱、駐車場、人件、設備費他 | 513,266   |
| 通信費    | 電話料、振込払込手数料他         | 41,021    |
| 資料購入費  | セミナー資料代・政務調査費半額負担他   | 13,700    |
| 事務費    | ファイル、ラベルシート他         | 13,657    |
| 交際費    | 香典・祝弔電他              | 118,270   |
| 諸会費    | ウイメンズネット他各年会費等       | 86,800    |
| 雑 費    | 玄関マットレンタル代、事務所飲み物他   | 16,342    |
| 経費計    |                      | 1,639,156 |
| 積み立て   | 選挙準備金積立              | 50,000    |
| 繰 越    |                      | 275,067   |
| 支出計    |                      | 1,964,223 |

### 政務調査費収支

今年度より市民の方々に収支全面公開となりましたので、市役所にてお問い合わせのうえご覧下さい

## 久保あつこは「議員ボーナスの役職加算」を受取っていません!

~~~~ 供託金は現時点で **合計 397,580円** ~~~  
役職加算とは、パブル期に人事院の勧告により、公務員の人材確保を理由に 20%を上限として役職に応じてボーナスに加算することを認めた制度、公務員に関する勧告であるにもかかわらず旭川市議会議員も 20%の加算を受取っている。道内では厳しい経済状況を反映して廃止している自治体も多く、久保は「廃止すべき」という意思表示のために平成 18 年 6 月から受取らず法務局に供託しています。供託金は議員退職後に全額を市に寄附します。

これらの役職は、次長は課長で、主幹は係長で済むところを「団塊世代の行き場作り」のために次長や主幹へと昇格することで増やしていったと思われる。同期同学歴の者をその能力に関らず同じように昇格させてきた市の人事体質の表れである。しかし、市は「順次削減」だけで明確な数値目標を示していない。今回の機構改革に合わせて、管理職の削減など新人材育成基本計画を推進するための数値目標を明確に示すべきである。